

宇部市SDGs未来共創企業登録制度

令和8年度 登録企業募集



UBE SDGs

宇部市SDGs未来共創企業

宇部市SDGs未来共創企業 登録ロゴ

SDGs達成に向けた取組による
企業イメージの向上、ビジネスチャンスの拡大！

■募集期間

令和8年7月13日(月) ～ 令和8年9月4日(金)

SDGs推進により期待される効果

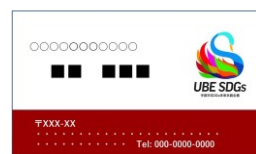
- 企業イメージの向上
- 人材の確保・育成
- 販路拡大
- 経営リスクマネジメント
- 他企業、金融機関等との連携 など

登録によるメリット

- 登録証の取得
- 登録ロゴの使用
(使用例) 企業等ウェブサイト・パンフレット、名刺
- 市ウェブサイト等で取り組みを紹介
- 三井住友海上火災保険株式会社の
企業向けサービスの利用

※当該制度は、令和8年度から宇部市総合評価競争入札における「地域貢献度」の評価対象項目になりました。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



宇部市SDGs未来共創企業登録制度

「宇部市SDGs未来共創企業登録制度」とは？

積極的にSDGs達成に取り組む市内企業等が自社の日常活動をSDGsの視点で整理し、その活動を「宇部市SDGs未来共創企業」として申請する手続に対し、市が登録を行い情報発信していくものです。



持続可能なまちづくり

■対象者

宇部市内に事業所等を置く法人、その他団体、又は個人事業主

■登録要件

申請内容が以下のすべての要件を満たしているものを登録対象とします。

- ①SDGs達成に向け、既に実施している又は申請後1年以内に実施する具体的な取組を示していること。
- ②宣言する取組が、地域の課題解決にどのように関係するか、どのように地域の課題解決に資するか具体的に示していること。
- ③SDGs達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

■提出書類

- ・宇部市SDGs未来共創企業登録申請書(様式第1号)
- ・SDGs達成に向けた取組チェックシート(様式第2号)
- ・SDGs達成に向けた宣言書(様式第3号)

■登録期間

登録された日の属する年度から3年を登録期間とします。登録の起算日は登録日の属する年度の初日から起算します。

(例)令和8年10月1日に登録された場合→令和11年3月31日までが登録期間
(必要書類を提出することで更新は可能です。)

■登録料 無料

■申請方法 宇部市連携共創推進課にEメールで申請書類を提出

■詳細について

宇部市ウェブサイト、又はこちらの二次元コードから



申請の詳細はこちらから

お問合せ

■ 制度全般に関すること

宇部市総合政策部 連携共創推進課 担当:三戸
電話: 0836-34-8891 FAX: 0836-22-6008
E-mail: co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

■ 企業向けサービスの利用に関すること

〒754-0014 山口市小郡高砂町2-8 AZURE新山口4階
三井住友海上火災保険株式会社 山口支店 山口支社 担当: 中阪・橋谷
電話: 083-974-3172 FAX: 083-972-2867
E-mail: junichi.nakasaka@ms-ins.com m-hashitani@ms-ins.com

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

